

○文部科学省令三十一号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百十二条並びに義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第十五条第二項及び第三項の規定に基づき、教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年九月三十日

文部科学大臣 下村 博文

教科用図書検定規則及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（教科用図書検定規則の一部改正）

第一条 教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 教育課程の基準又は教科用図書検定基準（以下この項において「教育課程の基準等」という。）が変

更されたときは、検定を経た図書の発行者（当該変更に係る種目の図書を現に発行する者であつて、当該変更後においても引き続き当該種目の図書を発行しようとするものに限る。）は、当該変更の内容その他の事情を勘案して文部科学大臣が特に必要がないと認める場合を除き、文部科学大臣の定めるところにより、当該種目の図書について、当該変更後の教育課程の基準等に基づく検定の申請を行うものとする。

第五条第一項中「前条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「別記様式第一号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

第八条第二項中「別記様式第二号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

第九条第一項中「別記様式第三号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

第十条第一項中「別記様式第四号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

5 第三条の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。

第十五条第一項中「別記様式第五号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改め、同条第二項中「別

記様式第六号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

第十七条中「別記様式第七号」を「文部科学大臣が別に定める様式」に改める。

別記様式第一号から別記様式第七号までを削る。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則(昭和三十九年文部省令第二号)の一部を次のように改正する。

第六条各号を次のように改める。

一 採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合(教育課程の基準の変更に伴い採択した教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。) 発行が行われないこととなった教科用図書を採択していた期間

二 教科用図書検定規則(平成元年文部省令第二十号)第十二条の規定による再申請(同条に規定する検定審査不合格の決定の通知に係る申請図書について、当該通知を受けた年度の翌年度に行われたものに限る。)により文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなった教科用図書がある場

合 当該再申請が行われた年度に採択された教科用図書を採択していた期間

三 採択地区が設定又は変更された場合 採択地区の設定又は変更前に当該地域において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

四 採択地区内において市（特別区を含む。以下同じ。）町村又は義務教育諸学校（公立の義務教育諸学校を除く。以下この号において同じ。）若しくは法第十三条第三項に規定する学校が設置された場合 市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校の設置前に当該市町村又は義務教育諸学校若しくは同項に規定する学校が設置された地域の属する採択地区内において採択されていた教科用図書の採択されていた期間

第九条中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に改める。

第十条中「第十五条第一号」を「第十六条第一号」に、「一千万円」を「千万円」に改める。

第十一条第一項中「第十五条第二号」を「第十六条第二号」に改める。

附 則

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の教科用図書検定規則第四条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に

同項に規定する教育課程の基準等の変更があつた場合について適用する。